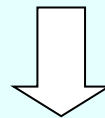


# 木屋瀬地区の歴史的建造物等を将来にわたり適切に保存するため、 工事費の一部を助成します！



## <修景イメージ>

修景前



修景後



※対象となる建築物等については、北九州市都市戦略局都市再生企画課までお尋ねください。

※建築物等の所有者、または所有者の承諾を受けた借家人が対象者です。

※市が定めた修理基準又は修景基準に適合することが必要です。

※道路、公園等公共の場所から通常見える外観に係る工事費\*が対象です

\*通常の管理行為及び軽微な行為は対象外（例：窓ガラスの破損による修理、瓦の一部補修など）

### ●助成金額について（門、塀等の外構は、補助金額に含まれますが100万円が上限です）

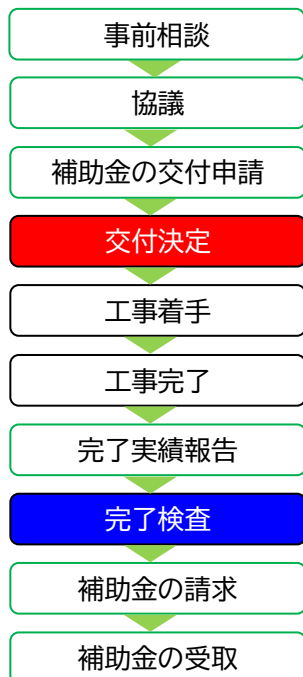
区分	修理工事	修景工事
内容	まちなみ保全建造物等*の外観を復元または保存するための改築・修繕など	まちなみ保存建造物等以外の外観を歴史的景観と調和させた新築・増築・改築・修繕など
補助金額	工事費の50%以内	工事費の50%以内
上限	600万円	300万円

\*外観の維持または復元によって、今後の歴史的景観の形成に大きな役割を果たすことが期待される建造物で、所有者の同意を得て市長が指定したものをいいます。

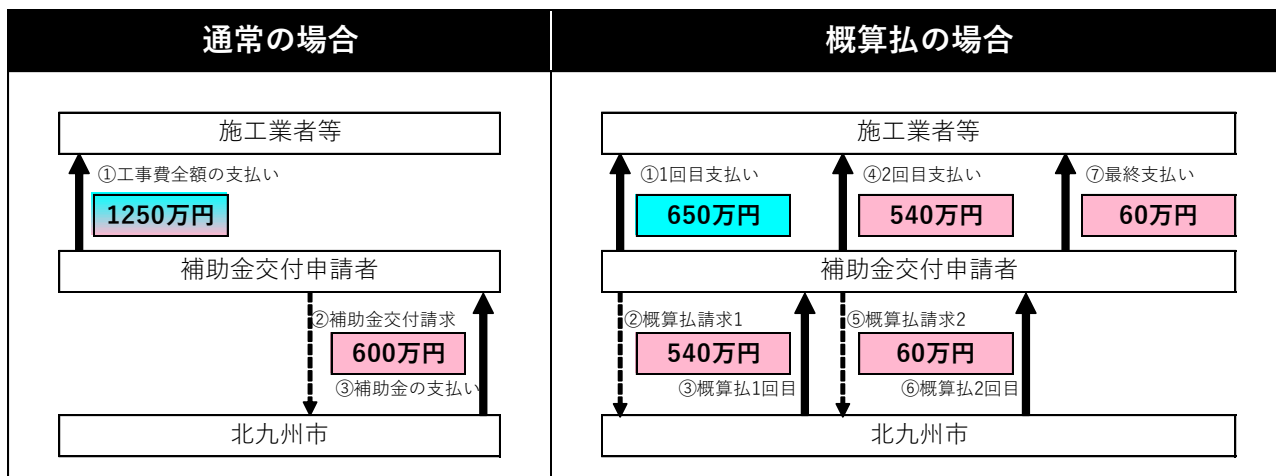
※ウラ面の「補助申請の流れ」等もご参照ください。

## ●補助申請の流れ

この助成制度は、国庫補助である「街なみ環境整備事業」を活用しています。  
 助成のための協議・申請から工事着手までには、市から国への手続きが含まれるため日数を要します。  
 計画をお持ちの方は、早期のご相談をお願いします。



### 【参考】費用負担イメージ（工事費1250万円のうち補助金額600万円の場合）



### ※申請等の注意点

- ・交付決定以前に、契約や工事着手した場合は、補助金を受け取ることができません。
- ・この補助事業は、補助金の交付決定を受けた後、工事に着手し、交付決定と同一年度内に完了実績報告書を市に提出できるものを対象とします。
- ・工事は、原則として**市内業者**での施工としてください。
- ・申請者の費用負担軽減のため、「**概算払**」を導入しました。
- ・紙面の都合上、補助対象や補助要件等について省略している部分がありますので、詳しくは北九州市都市戦略局都市再生企画課にお問い合わせいただくか、市ホームページ（右下のQRコード）をご参照ください。

北九州市都市戦略局都市再生推進部都市再生企画課

〒803 - 8501 北九州市小倉北区城内1番1号

TEL : 093-582-2502 FAX : 093-561-7525

Mail : toshi-saiseikikaku@city.kitakyushu.lg.jp

